

大分県報

令和六年
第四七三号
一月五日

（金曜日）

目次

告示

- 生活保護法等による医療機関の指定……………
- 生活保護法等による指定医療機関の廃止……………
- 生活保護法等による施術者（開設者でない施術者）の指定……………
- 道路区域の変更（二件）……………

○告示

大分県告示第一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和六年一月五日

大分県知事

佐藤 樹一郎

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
鳴海クリニック	医療法人社団鳴海クリニック	別府市楠町一四番八号	令五・一二・一
医療法人イトセ歯科医院	医療法人イトセ歯科医院	別府市大字南立石一八九一番地の二二〇	令五・一二・一
福成歯科医院	福成 文隆	中津市万田宮の下四九九一六	令五・一二・一

日田中央病院	医療法人咸宜会	日田市淡窓二丁目五番一七号	令五・一二・一
はやし歯科医院	医療法人和敬会	佐伯市池船町二一―一四	令五・一二・一
宮原医院	医療法人宮原医院	宇佐市大字四日市一四八六の六	令五・一二・一
あさじ町クリニック	社会医療法人帰巖会	豊後大野市朝地町朝地九〇六番地七	令五・一二・一
友成医院	医療法人英和会	玖珠郡九重町大字町田五五七番地の一	令五・一二・一
伊藤医院	医療法人孝寿会	竹田市直入町大字長湯七九八五番地五	令五・一一・一
医療法人豊和会 久住加藤医院	医療法人豊和会	竹田市久住町大字久住六二六八番地	令五・一一・一
玄々堂泌尿器科	医療法人玄々堂	宇佐市大字四日市字瓦塚一九番地の一	令五・一一・一
高橋歯科医院	医療法人高橋歯科医院	別府市石垣西一丁目二八〇番地	令五・一一・一
夢見堂薬局西谷店	有限会社夢見堂薬局	佐伯市西谷町二番一七号	令五・一一・一
ファン薬局日代店	株式会社ファンメディカル	津久見市大字網代九五―二五	令五・一一・一
いづみ調剤薬局	有限会社はたの恒至堂	豊後大野市三重町秋葉字寺後一〇〇―一三	令五・一一・一
ワタナベ薬局本店	株式会社ワタナベ	宇佐市大字四日市一四四四―四	令五・一一・一
ワタナベ薬局中津店	株式会社ワタナベ	中津市大字島田字林崎四六二番の一	令五・一一・一
ワタナベ薬局葛原店	株式会社ワタナベ	宇佐市大字葛原字津房七八〇―四	令五・一一・一

令和六年一月五日

大分県報（告示）

ワタナベ薬局豊川店	株式会社ワタナベ	宇佐市大字中原字原口三四〇一六	令五・一一・一
ワタナベ薬局四日市店	株式会社ワタナベ	宇佐市大字四日市字瓦塚一〇一六	令五・一一・一
ワタナベ薬局芝原店	株式会社ワタナベ	宇佐市大字上田八二一三	令五・一一・一
訪問看護ステーション 楓	株式会社MKS コミュニテイ	別府市東荘園四一三	令五・一一・一

大分県告示第二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

令和六年一月五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	廃止年月日
加来小児科	加来 省三	中津市中殿町四丁目一―二二	令五・一一・三〇
九州調剤薬局医大前店	株式会社エス・ケー・ファーマシー	由布市挾間町医大ヶ丘三丁目一二三三―一二	令五・一〇・二八

大分県告示第三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり医療扶助のための施術を担当させる施術者（開設者でない施術者）を指定した。

令和六年一月五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

施術者の氏名	施 術 者 の 住 所	指定年月日
廣瀬 耕三	別府市元町二番九号	令五・一一・二〇

大分県告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和六年一月五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年一月五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別		敷地の幅員	延 長
		前	後		
一般国道四四二号	日田市中津江村栃野字ウソノ谷 二六一九番四から 日田市中津江村栃野字ウソノ谷 二六一九番二まで	前	後	メートル 五六・〇 一三・〇	メートル 六四・〇
		後	前	メートル 九〇・〇 一三・〇	メートル 六四・〇

大分県告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和六年一月五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年一月五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員			延 長	備考
			前	後	延長		

馬日田線
 岩戸五
 道

日田市天瀬町塚田字 下近原三四〇番七地 先から	日田市天瀬町塚田字 下近原三四〇番七地 先から	日田市天瀬町塚田字 下近原二八七番地先 まで
前	後	
A	A	B
メートル 一七・六 四・六	メートル 一七・六 四・六	メートル 三三・〇 八・〇
メートル 二九八・七	メートル 二九八・七	メートル 三二四・〇

上記A及びBは、係図面に示す敷地の区分を以て分る。

令和六年一月五日

大分県報(告示)